藤岡市確認審査の迅速化及び適確化に係る推進計画書

平成22年7月策定 平成27年12月改訂 令和2年12月改訂

1. 推進計画書の趣旨

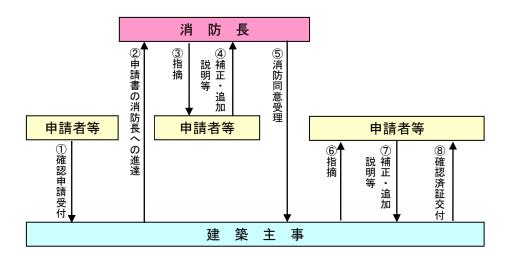
本計画書は、平成22年6月1日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について(技術的助言)(令和2年2月5日付け国住指第3643号)」及び同計画策定指針に基づき、藤岡市の建築確認に係る審査過程のマネジメントについての取組み方針を定める。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

確認申請の受付から確認済証の交付までに約6.3日(令和2年4月から令和2年10月までの7ヶ月間における平均値)を要している。

(2) 確認審査の流れ



(3)確認審査の体制

確認審査者全員が審査の上、建築主事が審査及び決裁を行っている。

(4) 事前相談

適宜窓口・電話での相談に応じており、確認申請の受付に際し、下記の事項を特に注意 して指導し、受付に支障がないようにしている。

- ア 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路に接する敷地である場合は、確認申請の受付前に事前に現地調査をし、後退部分に建築物等がないことを確認してから確認申請を受け付けること。
- イ 確認申請の「設計者」「工事監理者」に記載されている全ての建築士等について、建築 士免許証の原本の提示を求め、建築士免許登録を確認すること。だだし、建築士免許証 の原本を一度提示した場合は、次回以降の原本確認は不要とする。
- ウ 確認済証又は検査済証がない建築物を増改築する場合、「検査済証のない建築物に係る 指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成 26 年7月国土交通省)に基づき、法適合状況調査報告書により建築基準関係規定に適合し ているのかを確認した後に確認申請を受け付けること。
- エ 敷地内に確認済証又は検査済証がない既存建築物がある場合、新築工事の設計者等に 建築基準関係規定に適合しているのか確認を求める。また不適合の部分がある場合は、 新築工事の施工に併せて是正を求める。

(5) 審査方法

- ア 審査チェックシートを活用し、審査の迅速化・バラツキ防止を図っている。
- イ 審査過程で補正、不明確な点が生じた場合については、「追加説明書」の提出を求める 前に速やかに申請者等に電話等で審査状況を伝え、その対応についての説明を求めてい る。

(6) 確認審査者のミーティング・会議等

- ア 確認審査者間で確認審査に関するミーティングを必要に応じ随時実施している。
- イ 毎年、群馬県が召集する関東甲信越建築行政連絡会議の報告会に参加し、建築行政の 動向の把握、情報の共有化を図っている。
- (7) 指摘事項及び指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること
 - ア 確認申請の注意事項を市ホームページ及び窓口で発信し、指摘事項を少なくすること を図っている。
 - イ 日本建築行政会議が発行する文献に示された取扱いについて積極的に採用し、指摘事項のバラッキの防止を図っている。
 - ウ 群馬県が作成する「群馬県建築基準法例規・事例集」を活用し、県内特定行政庁と建 築基準関係規定等の運用の統一化を図っている。
 - エ 上記イ、ウにない事例については、本市が作成する「藤岡市例規・事例」内において、 事例を作成し、運用の統一化を図っている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

建築確認制度の実効性を確保し、建築確認行政が円滑な経済活動の実施に寄与するため、迅速かつ適確な確認審査を実施する。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて、その 方針を以下のように定める。

- (1) 確認申請の受付時点でのチェックの徹底
 - ア 確認申請の受付時点で、以下のことをチェックシート等により確認する。
 - ①記載すべき事項が欠落していないこと。
 - ②図書の整合性がとれていること。
 - ③建築基準法関係規定の許認可が必要であるか。
 - イ 以下のような確認申請は、不完全であるため、その旨を申請者等に告げた上で、受付前 に不備を是正するよう指導する。
 - ① 記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - ② 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。
- (2)確認申請の受付後に、早期に申請敷地の現地確認、調査を行う。また、消防同意を要する ものについては、消防本部に速やかに同意のための手続きを依頼すると共に、確認審査を開 始する前に速やかに現地確認、調査を行う。

(3) 審査方法の改善

- ア 確認審査で見落としやすい審査箇所を、審査チェックシートに随時盛り込む。
- イ 指摘事項について確認審査者によるバラツキが生じないよう、確認審査者間で情報の共

有化を図る。

- ウ 審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての 問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して問題点を連絡し、補正等が可能な 場合には補正等の指示を、補正等が不可能な場合には今後の対応について指導する。なお、 この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- エ 申請者等へ補正実施を促すため、申請者等へ指摘内容を分かりやすく説明することや期限を定めて早期の回答を促す等の対応を行う。

(4)「軽微な変更」に係る適確な運用

- ア 「建築確認手続き等の運用改善」内容の適確な実施
 - 建築基準法施行規則第3条の2に係る「一の変更」ごとの各号の該当について、「建築 確認手続き等の運用改善マニュアル」に基づき適確な運用を図る。
- イ 「計画変更の円滑化のためのガイドライン」内容の適確な実施
 - 当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする。

(5) 確認審査者への指導等の取組み方針

審査方法に関して積極的な情報収集を図り、意見交換の機会を設ける。また、確認審査者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(6) 群馬県建築行政会議における意見交換の実施

県内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関で構成する群馬県 建築行政会議において、相互の積極的な情報交換や意見交換を行い、社会的ニーズに対応 した確認審査に努める。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体の取組み方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

確認申請の受付時点から、物件毎の審査の進捗状況を建築主事及び確認審査者が把握し、 目標を達成できるよう調整を行う。審査に時間を要するものについては、適宜、建築主事と 確認審査者がその対応策を検討する。